

プラント状況確認結果(令和3年5月19日～令和3年5月25日)

令和3年5月26日
福島県原子力安全対策課

令和3年5月19日～令和3年5月25日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(5月25日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.1	3.0	3.0	—
		压力容器 底部温度(°C)	20.8	25.1	23.3	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.02×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.12	0.15	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	26.5	25.3	20.7	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(5月25日午前10時)

最小 0.371(MP-6)～最大 1.105(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(5月24日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.47 Bq/L(港湾口)
～ 最大 16.0 Bq/L(遮水壁前)

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(5月24日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.74 Bq/L
南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.68 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(5月21日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.2Bq/L (4号機)
～ 最大 1300 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和3年5月19日～令和3年5月25日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 物揚場排水路における簡易放射線検知器「高警報」の発生について(続報)

3月2日午後6時18分、物揚場排水路に設置している簡易放射線検知器(P S F モニタ)の「高警報」の発生について、その後の状況をお知らせします。

ゲル状の物質の付近にあった瓦礫類収納容器を調査したところ、一部に著しい腐食のある瓦礫類収納容器(1基)の中に、水分を含んだ吸着シート等が入ったビニール袋、及び容器底部に水が溜まっていることを発見しました。この水とゲル状の物質を分析した結果、ともにセシウム137に比ベストロンチウム90が有意に高いこと、及び化学的性状についても類似していることを確認しました。

また、同エリアにおいてゲル状の物質の除去、β線量率が高い箇所の舗装の剥がし打替え、飛散防止と流出防止の塗装を実施後、物揚場排水路の全β放射能濃度が上昇していないことを確認しました。

これらの調査結果から、瓦礫類収納容器の腐食部からゲル状の物質が漏えいし、降雨時にこのゲル状の物質に接触した雨水が排水路に到達し、P S F モニタ高警報を発生させ、港湾内に漏えいしたものと判断しました。

このことから、本日(5月20日)午後1時15分、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第10号「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。」に該当すると判断しました。詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

■ 2号機南側エリアにおける負傷者の発生について

本日(5月20日)午後2時3分頃、2号機南側エリアにおいて、作業中に負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、午後2時38分、救急車を要請しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発生場所 発電所構内 2号機南側エリア
- ・負傷者の所属 協力企業作業員
- ・身体汚染の有無 なし
- ・発生状況 作業中、右足の小指を敷鉄板に挟まれ負傷した。

当該負傷者を、救急車でふたば医療センター附属病院に搬送しました。

- ・出発時刻 午後3時5分
- ・到着時刻 午後3時18分

なお、当該負傷者については、E Rにて医師の診断を受けた結果、「右第5足趾骨折」と診断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）